

—著作権の制限—

引 用

会員 小野寺 隆\*

【相談】

この度、外国から著名な絵画を所有している人の承諾を得て、展覧会を開催することになったため、展覧会の広告等を行って欲しいとの依頼を受けました。そして検討の結果、新聞に掲載される展覧会の紹介記事、展覧会の小冊子、入場券等に絵画の写真を掲載することを検討しております。これらの掲載が32条の引用に当たるかについて教えてください。なお、絵画の写真を使用することについては、明確な承諾を得ておりません。

【相談解説】

1. 適法な「引用」となるための要件について

著作権法第32条は「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定されており、著作権法上、著作権の制限規定として本条の要件を満たした場合、著作権者の承諾なく著作物を利用できるとされている。またこの規定は翻訳権(43条2号)、複製権の制限により作成された複製物の譲渡(47条の3)、出版権(86条)、著作隣接権(102条)の権利にも準用されているため、これらの権利者の承諾がなくとも引用の要件を満たせば、その著作物を利用することができる。しかし、その一方で、翻案権(43条1項)及び著作者人格権(18条～20条)の権利には準用されていないため、引用する著作物をアレンジして利用する場合、出所の明示など引用の要件を満たしていたとしても、これらの権利と抵触すると考えられる。これに対し、言語の著作物の場合は引用の要件を満たした上で、他人の著作物をその趣旨に忠実に要約した場合は引用することも許容されるべきとする裁判例もある(「血液型と性格の社会史事件」東京地裁平成10年10月30日(平成7(ワ)6920))。

また、本条に該当する場合は、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、必ずその出所を明示しなければならない(48条1項1号)。具体的には、利用する著作物に接着して明示することが必要であり、利用部分に注記を付し、巻末で出所を明示する方法は認められるが、例えば「この作品は誰々に負うところが大きい」などの記載や単に巻末に引用文献一覧を表記するような態様の場合は、ここでいう「出所の表示」とはいえないので注意が必要である。

2. 非著作物への引用について

上述の要件を踏まえると、設問における「入場券」は、通常、展示が行われる目玉となる絵画の写真を掲載し、その下に展示名や場所、日時、料金などが記載されている。そもそも著作権法で規定されている「引用」が制限規定とされているのは、著作物はそれまでの著作物をもとに出来上がっていくものであり、社会的実態としてどうしても既存の表現を利用しなければならない場合があるためである。そのため、引用された以外の部分に著作物性のないような入場券や招待状などには、本条の適用はない。この点判例においても、「本条項の立法趣旨は、新しい著作物を創作する上で、既存の著作物の表現を引用して利用しなければならない場合があることから、所定の要件を具備する引用行為に著作権の効力が及ばないものとするにありと解されるから、利用する側に著作物性、創作性が認められない場合は、引用に該当せず、本条項の適用はない」(「バーンズコレクション事件」東京地裁平成10年10月20日(平6(ワ)18591))として、引用して利用する側(「入場券」自体)に著作物性があることを要求している。

3. 美術的著作物の引用について

また設問において検討している紹介記事が、展示される絵画についての専門家の意見や談話などを掲載して紹介した記事において、絵画の写真を引用すること

\* 日本弁理士会 H17年度著作権委員会  
実務ガイドライン作成部会

を想定すると、まず、絵画や写真の全体を引用した場合、本条にいう「引用の目的上公正な範囲内で行われるもの」といえるのが問題となる。この要件において、引用して利用する著作物の範囲は「批評するために必要な最小限度の範囲」でなければならず、全部を利用することが「必要最少限度の範囲」といえるかが問題となる。この点、美術作品や写真などの美術著作物のようなものはその性質上、その一部分の引用ということは考えられないので、全部の引用が可能であると解されている。また俳句などの短い文芸作品についても同様に解されている。

次に、設問においては、紹介記事に撮影した絵画の写真に掲載することを検討しているが、どの範囲であれば、適法な「引用」といえるのが問題となる。ここで、「引用」の要件について判例では、「引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいうと解するのが相当であるから、右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべきであり」等として①明瞭区別性、②主従性（附従性）、③著作人人格権を侵害しないことの3つの要件を必要としている（「パロディ写真事件」最高裁第三小法廷昭和55年3月28日（昭和51年（オ）923号）参照）。しかし、③の要件については、学説からの批判も多く、以後の判例においても採用されていないことから（「藤田嗣治絵画複製事件」など）、上記2つの要件を検討することで足りると考えられる。

以上の要件を踏まえ、絵画の著作物を利用した紹介記事を掲載する事例を想定した場合、引用部分が絵画を撮影した写真、本文部分が紹介記事となる。そのため撮影した絵画の写真とその紹介記事の区別は明瞭であり、明瞭区別性では問題とならず、ここでは言語著作物と美術著作物との間で言語著作物が主、美術著作物が従の関係を満たした利用を行っているかが問題となる。

ここで、「主従性（附従性）の基準」について判例では、「主従関係は、両著作物の関係を、引用の目的、両著作物のそれぞれの性質、内容及び分量並びに被引用著作物の採録の方法、態様などの諸点に亘って確定した事実関係に基づき、かつ、当該著作物が想定する読者の一般的観念に照らし、引用著作物が全体の中で主体性を保持し、被引用著作物が引用著作物の内容を補足説明し、あるいはその例証、参考資料を提供する

など引用著作物に対し付従的な性質を有しているにすぎないと認められるかどうかを判断して決すべきものであり」とされ、またこの基準は言語著作物と美術著作物の間においても同様に解すべきとされている（「藤田嗣治絵画複製事件」東京高裁昭和60年10月17日（昭59（ネ）2293））。つまり、「主従性」が認められるためには、引用される著作物が引用して利用する側の著作物に吸収され、引用して利用する側の著作物が引用される著作物よりも高い存在価値を有していることが必要となる。

なお、具体的な事例においては、新聞記事である展示会の特集記事において、特集記事中の談話に絵画を撮影した写真をカラーで掲載した事例において、「談話は、創作性のある表現であり、著作物には当たるとは認められ、……談話の内容中、本件絵画に関する部分は、新たな創造という要素は僅少であり、内容的にも本件絵画の複製を引用する必要性は微弱で、外形的にも、談話と本件絵画の紙面上の大きさは僅かに談話の方が大きいものの、本件絵画はカラー印刷で読者の受ける印象はむしろ本件絵画の方が大きい。」として、絵画を複製掲載することに主眼があったものと認め、適法な引用とは認められないとの判断が示されている（「バーンズコレクション事件」東京地裁平成10年10月20日（平6（ワ）18591））。

また、美術史の論文において、洋画の歴史を理解させる目的で洋画作品を特漉コート紙や特漉上質紙を用いたカラー又はモノクロ図版で掲載した事例において、「本件絵画の複製物としての仕上り状態を総合すれば、右複製物は、モノクローム図版のものも含め、いずれも美術性に優れ、読者の鑑賞の対象となりうるものとなっており、……本件絵画の複製物は、読者がその助けを借りて論文を理解するためだけのものとはいえないものと認めるのが相当である」と認定した上で、「本件絵画の複製物は論文に対する理解を補足し、同論文の参考資料として、それを介して同論文の記述を把握しうるよう構成されている側面が存するけれども、本件絵画の複製物はそのような付従的性質のものであるに止まらず、それ自体鑑賞性を有する図版として、独立性を有するものというべきである」として適法な引用と認めることができないとの判断が示されている（「藤田嗣治絵画複製事件」東京高裁昭和60年10月17日（昭59（ネ）2293））。

#### 4. 41条「時事の事件の報道のための利用」について

設問において検討している紹介記事が展示会の内容

を紹介したような場合は、著作権法第32条の引用の問題の他に、第41条の「時事の事件の報道のための利用」に該当するかが問題となる。ここで、41条の「時事の事件の報道」に該当するものとしては、①当該事件を構成する著作物である場合、若しくは②事件の過程において見られ聞かれる著作物である場合、に限られる。ここで判例（「バーンズコレクション事件」東京地裁平成10年10月20日（平6（ワ）18591））においては、掲載されている記事内容が宣伝記事か否かを基準として、以下の判断が示されている。

(1) 掲載された記事内容が、画集でも紹介されていない作品を公開するに至ったいきさつ、他の国の有名美術館においても展示されることなどを紹介した上で、展示会において出品される絵画のうち何点かを紹介する際にその絵画を撮影した写真を新聞記事として掲載した事例について、「複製された本件絵画三の大きさが前記の程度であること、右記事全体の大きさと比較、カラー印刷とはいえ通常の新聞紙という紙質等を考慮すれば、右複製は、同条の「報道の目的上正当な範囲内において」されたものと認められる。」として掲載写真と記事全体の大きさの比較や新聞紙という点をも考慮して41条の適用を認めている。

(2) これに対し、掲載された記事内容が、紙面に大きく表題を掲載し、主催者名を記し、主催者から「今日から前売り券を発売する」との告知風の文章が掲載され、展覧会で出品される絵画の写真と開催場所、協賛者等や入場券の取扱い場所等の事項が掲載されている事例において、「記事の内容は、本件展覧会の主催者が前売り券を今日から発売することを告知するもので、当日の出来事の予告ではあるが客観的な報道ではなく、むしろ、好意的に見て主催者からの告知又は挨拶文、とりようによっては被告が主催する本件展覧会の入場券前売り開始の宣伝記事と認められるから、いずれにしても、著作権法四一条の「時事の事件を報道する場合」に当たるといふことはできない」等として41条の適用を否定している。

## 5. 47条「美術の著作物の展示に伴う複製」について

設問において検討している展覧会の小冊子に絵画を撮影した写真を掲載したような場合は、著作権法第32条の引用の問題の他に第47条の「美術の著作物の展示に伴う複製」に該当するかが問題となる。ここで、47条の「小冊子」の解釈について判例では、「観覧者のために展示された著作物を解説又は紹介することを目的とする小型のカタログ、目録又は図録等を意味す

るものであり、展示された原作品を鑑賞しようとする観覧者のために著作物の解説又は紹介をすることを目的とするものであるから、掲載される作品の複製の質が複製自体の鑑賞を目的とするものではなく、展示された原作品と解説又は紹介との対応関係を明らかにする程度のものであることを前提としているものと解され、たとえ、観覧者に頒布されるものであっても、紙質、判型、作品の複製態様等を総合して、複製された作品の鑑賞用の図書として販売されているものと同様の価値を有するものは、同条所定の小冊子に含まれないと解するのが相当である。」として、紙質や判型、作品の複製態様などの事実に基づき判断されている（「バーンズコレクション事件」東京地裁平成10年10月20日（平6（ワ）18591））。また、「観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子」について判例では、「観覧者のために著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小型のカタログ、目録又は図録といったものを意味し、たとえ、観覧者のためであっても、実質的にみて鑑賞用の豪華本や画集といえるようなものは、これに含まれないものと解するのが相当である。この点について更に敷えんとすると、右の「小冊子」に該当するというためには、これが解説又は紹介を目的とするものである以上、書籍の構成において著作物の解説が主体となっているか、又は著作物に関する資料的要素が多いことを必要とするものと解すべきであり、また、観覧者のために著作物の解説又は紹介を目的とするものであるから、たとえ、観覧者に頒布されるものでありカタログの名を付していても、紙質、規格、作品の複製形態等により、鑑賞用の書籍として市場において取引される価値を有するものとみられるような書籍は、実質的には画集にほかならず、右の「小冊子」には該当しないものといわざるをえない。」としている（「レオナルド・フジタ展事件」東京地裁平成元10月6日（昭和62（ワ）1744））。

## 6. まとめ

言語著作物による美術著作物の引用については、現状においてはほとんど認められていない。しかし、法上、判例上においても認められる余地はある上、他の条項（41条など）により認められているケースもあるので、弁理士の立場としては、このような引用について相談を持ちかけられた場合には、慎重に判断した上で、できることであれば著作者の承諾を得るようアドバイスするのが適切な対処といえるであろう。

（原稿受領 2005.11.30）